島根労働局長
宮口真二殿



2023年 7月 3日

松江市御手船場町557-7
[redacted]
JAM山陰
執行委員長 乗本 克己
[redacted]

申　出　書

最低賃金法第15条第 1 項の規定により、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1．申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者　1,328名

2．改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

3．申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4．申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね３分の１以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。



5．添付書類

① 機関決定の写し
② 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等の写し
③ 申出代表者に対する委任書
④ 島根県におけるはん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲
⑤ 島根県はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

以　上

島根県における
はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

１．　島根県におけるはん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所と労働者の概数　（2023 年度適用使用者数及適用労働者数）

事業所　１２４事業所　　労働者数　２，８５４人

２．　上記のうち、最低賃金の改正の必要性に合意する者の内訳

	団体名	労働者数
1		136 人
2		11 人
3		89 人
4		101 人
5		32 人
6		45 人
7		433 人
8		153 人
9		43 人
10		285 人
	団体	1,328 人

以上

令和５年度島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

記

１．2023春季生活闘争結果（6月末集計）

連合島根加盟の地場組合(全産業)の賃上げ結果

	規模計	1～99人	100～299人	300人以上
	6,128円 (2.41%)	5,392円 (2.09%)	6,953円 (2.87%)	8,399円 (3.23%)
前年度	4,672円 (1.46%)	4,798円 (1.32%)	3,929円 (1.56%)	5,751円 (1.75%)

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

	規模計	1～99人	100～299人	300人以上
	6,939円 (-%)	5,696円 (-%)	7,748円 (-%)	9,671円 (-%)
前年度	5,798円 (-%)	6,428円 (-%)	4,968円 (-%)	5,683円 (-%)